

合同保育（平成 26 年 1 月～3 月）の実施について

1 実施基準

合同保育		
1月	2月	3月
公立		
移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス（0・1・2歳）2人 幼児クラス（3・4歳）2人	移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス（0・1・2歳）2人 幼児クラス（3・4歳）2人	移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス 2人、看護師 1人 幼児クラス 2人、用務員（5日）
← 週3日	← 週4日	← 週6日 →

【参考】

- 1月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週3日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 2月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週4日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 3月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人、看護師1人の計6人が、週6日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
なお、用務員（調理員）については、給食機器の操作などの引き継ぎとなるため、3月の合同保育期間中に、5日間の引き継ぎを行う。

【合同保育の実施時間等】

- ①午前9時から午後5時の 7.25 時間
- ②土曜日は、3.5 時間（3月のみ）
- ③派遣される保育士は、固定ではなく、何人かでローテーションできることとする。（保育士の退職等に対応するため）

2 移管先法人（耀き福社会）からの提案の内容

1月～3月

所長（主任）クラス

乳児クラス（0・1・2歳）

幼児クラス（3・4歳）

計3～4人が毎日、合同保育に入り、実践を通じた引継を行う。

※看護師・栄養士も週1回は参加する。

3 合同保育の実施について

(1) 実施手法

基本は、実施基準どおりの合同保育を実施する。

【充実内容】

①実施日については、実施基準を踏まえ、1月を週3日以上、2月を週4日以上とする。

②栄養士については、提案内容を踏まえ、必要に応じて、保育幼稚園課において引継を実施する。

(2) 派遣保育士

原則、移管先法人から派遣された保育士について、各歳児の担任として配置する。

また、保育士の退職等に対応するため、派遣する保育士は、何人かのローテーションにより、合同保育による適切な引継を行うこととする。

(3) 個人懇談の実施

3月の合同保育期間中に、個人懇談の実施の希望があれば、当該保育所と調整の上、実施することとする。